基発第０４２６００３号
平成 17 年４月２６日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公印省略）

労働基準法の一部改正について

「民法の一部を改正する法律」（平成16年法律第147号）により、労働基準法（昭和22年法律第49号）が下記のとおり改正され、平成17年４月１日より施行されているので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

１　改正の内容等

（１）民法改正の概要

保証契約の内容の適正化の観点から、保証人の保護を図るため、貸金等根保証契約について極度額元本確定期日等に関する規定を新設することその他の保証債務に関する規定の整備を行うとともに、民法を国民に理解しやすいものとするためその表記を現代用語化する等の整備を行ったものであること。

（２）労働基準法改正の理由

民法改正に伴い、「能力」を「行為能力」に改める等の用語の整理を行ったものであること。

（３）労働基準法改正の内容

労働基準法第 121 条第１項中「能力」を「行為能力」に、「以下本条において同様である」を「次項において同じ」に改めたものであること。

２　通達の整理

従来発出している通達については、前記の用語の整理に従い、適宜所要の文言の読替えをして運用すること。